



くまモン商標利用許諾事業者 様

熊本県商工観光労働部観光経済交流局
くまもとブランド推進課

くまモンオフィシャルホームページへの商品情報等入力について(お願い)
熊本県においては、くまモンを通じて熊本の魅力を県内外へ情報発信するため、くまモンオフィシャルホームページを運営しております。

くまモンの商標利用許諾を受け市販されている商品の中で、一般の方から問合せの多い雑貨や衣類、また熊本の特産品を使っているものを中心に、同ホームページ内[くまモングッズ]にて紹介しています。

つきましては、ホームページ掲載を希望される事業者の方においては、下記URLより入力手順書をダウンロードいただき、掲載に関する注意事項を遵守のうえ、業者(製造元・販売先)情報、商品情報の提供をお願いします。

なお、下記URLについては、グッズ情報登録のみに使用いただき、第三者に公表することのないようお願いします。

記

1 依頼事項

くまモンオフィシャルサイトへ掲載する商品情報の提供

2 入力時期

利用許諾後、申請した商品の市販以降に入力をお願いします。

※ グッズ情報の掲載については、各グッズを取り扱っている販売店においての入力も必要となります。

3 URL <http://1.33.190.70/login?action=login>

※上記URLは、第三者に公表することがないようにお願いします。

4 お問い合わせ

株式会社 九州ソフタス 電話 096-312-4410

(ホームページ管理を県から委託している会社です)

熊本県商工観光労働部観光経済交流局

くまもとブランド推進課

担当：徳永

電話 096-333-2133

くまモンオフィシャルホームページへの グッズ情報掲載に関する注意事項

くまモンを使用した商品をくまモンオフィシャルホームページ（HP）に掲載する場合は以下の事項を厳守してください。

- ・HPへの掲載は、県からの許諾を受けた商品で、現在、市販されている商品のみを掲載してください。販売や取扱を中止した場合は速やかに登録情報の削除等を行ってください。
- ・掲載内容については十分な注意を払い、正確を期し、閲覧者の誤解をまねくような表現は避けてください。また、県の信用を損なうような表現はしないようにしてください。
- ・くまモンの商標を利用した商品のHPへの掲載に関しては、くまモンに興味をもたれている方への情報提供を目的としたもので、掲載している商品を県が推薦するものではありません。また、第三者へ商品の仲介はしません。
- ・HPに掲載する内容については、事業者が入力したものを県が確認したうえで、掲載の可否を判断します。
- ・HPに掲載している内容に不適切な表現があると県が判断した場合は、予告なく県が修正、または削除を行うことがあります。
- ・HP掲載により、事業者に不都合が生じた場合でも、県は一切の責任を負いません。
- ・事業者は、掲載した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い県に迷惑を及ぼさないよう適切に対応してください。
- ・HPへの掲載により、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償するものとします。

熊本県商工観光労働部経済観光経済交流局
くまもとブランド推進課ブランド推進班
担当 徳永
電話 096-333-2133

熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用許諾書

くブ推第569号

平成26年10月28日

有限会社サプライズ

代表取締役 大平 太陽 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



平成26年7月19日付けで申請のありました熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用について、許諾します。

なお、利用に当たっては、下記の点に留意してください。

記

- ① ロゴ・キャラクターを、許諾を受けた物件のデザインとして利用することができます。ただし、キャラクターを用いた商品の利用に際して、許諾番号（「©2010 熊本県くまモン #15747」又は「©2010 kumamoto pref. kumamon#15747」）を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、熊本県は、一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取消しにより利用者に生じた損害について、熊本県は、一切の責任を負いません。
- ⑧ ロゴ・キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第1号の1

熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴ利用申請書(販売する商品(食品以外))

平成26年 7月 19日

熊本県知事 様

郵便番号 593-8328
 住所 大阪府堺市西区鳳北町10丁62番地2
 商号又は名称 有限会社 サプライズ
 代表者職 代表取締役
 代表者氏名 大平 太陽 印

熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称 (※商品名への「くまモン」の利用はできません)	ECO 防護 バック (ECOバック)		
申請する商品の種類	種類	合計点数 (色違い・サイズ違いも1点でかぞえる)	合計 点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。)	エコバック 1点 販売価格 2480円 製造予定数量 10,000個 インターネット販売		
販売場所 (当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。)	1 熊本県内 2 県内および県外 3 <input checked="" type="radio"/> その他		
利用期間(2年以内)	平成26年 8月 1日 から 平成28年 7月 30日		
キャラクター名・許諾番号の記載場所	エコバック 本体横		
連絡先	担当者名: 大平 太陽 電話番号: 073-268-6165 FAX: 073-268-6166 E-MAIL: ohhira@apex-net.com		

添付書類

- (1) 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

